

もし、家族が倒れたら……



※聞こえない人と聞こえる人のセリフは書体を変えています。(以降、漫画頁は同様です)



聴覚障害者は、ファックスや電子メールで通報ができます。
 メールは事前に消防署・役所担当課に登録が必要です。
 ファックスも含めて居住する役所の担当課に問い合わせ下さい。
 (20・21頁参照)

次ページにつづく